

# 官報

○国第二百四回 衆議院會議録 第八号  
令和三年二月十六日

令和三年二月十六日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件  
武田総務大臣の令和三年度地方財政計画についての発言並びに地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出の趣旨説明並びに質疑)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) この際、新たに議席に着かれたました議員を紹介いたします。  
第五十番、九州選挙区選出議員、吉田宣弘君。

(吉田宣弘君起立、拍手)

○議長(大島理森君) 御報告することがあります。  
永年在職議員として表彰された元議員左藤恵君は去る一月九日逝去されました。痛惜の念に堪えません。謹んで御冥福をお祈りいたします。  
左藤恵君に対する弔詞は、議長において去る九日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は多年憲政のために尽力され特に院議をもつてその功労を表彰されさきに地方行政委員長、通信委員長、内閣委員長等の要職につき、またしばしば國務大臣の重任にあたられた正三位勲一等左藤恵君の長逝を哀悼し、つぶしんで弔詞をささげます。

○議長(大島理森君) この際、令和三年度地方財政計画についての発言並びに内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。総務大臣武田良太君。

(國務大臣武田良太君登壇)

○國務大臣(武田良太君) 令和三年度地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、令和三年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分については、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靭化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に対応するために必要な経費を計上することとしております。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講じることとして、地方の一般財源総額について、交付团体ベースで、実質前年度の地方財政計画を上回る額を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置する震災復興特別交付税を確保することとしております。

以上の方針の下に、令和三年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模

は、通常収支分については、前年度に比べ九千三百三十七億円減の八十九兆八千六十億円、東日本大震災分については、復旧復興事業が、前年度に比べ五千六百五十六億円減の三千三百二十八億円などとなっています。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、固定資産税及び都市計画税の令和三年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続した上で、令和三年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずることとしております。

また、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の三年延長、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しを行なうほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行なうこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

令和三年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、前年度を八千五百三億円上回る十七兆四千三百八十五億円を確保するとともに、令和元年度における地方交付税の精算減額について、後年度の地方交付税の総額から減額することとしております。

あわせて、令和三年度及び令和四年度における措置として、地域デジタル社会推進費を設けるほか、普通交付税の算定に用いる単位費用の改正を行なうこととしております。

また、令和三年度分の震災復興特別交付税について、新たに千三百二十六億円を確保するとともに、河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に

充てるため発行できることとされている地方債の対象に、防災重点農業用ため池等を追加するほか、自動車税減収補填特例交付金の交付年度の延長を行うこととしております。

以上が、令和三年度地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でござります。(拍手)

#### 国務大臣の発言(令和三年度地方財政計画について)並びに地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの地方財政計画についての発言及び二法律案の趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。富樫博之君。

〔富樫博之君登壇〕  
○富樫博之君 自由民主党の富樫博之です。

私は、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表し、ただいま議題となりました令和三年度地方財政計画、地方交付税法等の一部を改正する法律案、地方税法等の一部を改正する法律案について、武田総務大臣に質問をさせていただきます。(拍手)

まず、十三日夜に発生した福島県沖を震源とする地震で被災された方々にお見舞いを申し上げます。

政府におかれましては、被災者に寄り添い、災害復旧対策に万全を期していただきたいと思います。また、新型コロナウイルス感染症で亡くなられ

た方々の御冥福をお祈りし、感染された方々にお見舞い申し上げるとともに、現場の最前線におられる医療関係の方々に心から感謝を申し上げたいと思います。

地方自治体にも、感染症対応やその蔓延防止対策に懸命に取り組んでいただいており、その御尽力に敬意を表したいと思います。

引き続き、国と地方自治体がしっかりと連携しながら、この難局を乗り越えていかなければなりません。

また、現在、私の地元の秋田県を含めた日本海側を中心に、この冬は大雪となっており、多数の方がお亡くなりになり、負傷されております。御冥福をお祈りし、お見舞い申し上げたいと思います。

こうした地域の地方自治体では、除排雪や被害を受けた農業者への支援などの財政負担が非常に大きく、武田総務大臣には、野上農林水産大臣、赤羽国土交通大臣と連携をしていただき、是非とも特別交付税等による積極的な財政支援をお願いしたいと思っています。

さて、来年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大額な減収が見込まれ、地方の財源不足が大幅に拡大するなど、地方の財政状況は例年にも増して厳しい状況になることが見込まれています。

このような厳しい状況下にあっても、地方自治体は、住民生活に密接に関連する行政サービスをしっかりと提供していかなければなりません。加えて、デジタル化の推進や住民の安心、安全の確保、地域の活性化など、様々な地域課題にも積極的に対応していく必要があります、そのための定的な財源の確保は不可欠であります。

今回の法案では、固定資産税の評価替えに当た

令和三年度の地方財政計画においては、交付団体ベースで、前年度を上回る一般財源総額が確保されるとともに、地方交付税も増額確保されていますが、今回の地方財政対策について、総務大臣の御所見を伺います。

また、国においては、激甚化する風水害や大規模地震への対応等のため、防災・減災・国土強靭化のための五か年加速化対策が取りまとめられ、臣の御所見を伺います。

また、國においては、激甚化する風水害や大規模地震への対応等のため、防災・減災・国土強靭化のための五か年加速化対策が取りまとめられ、今後、取組を加速化、深化させることとしています。こうした観点から、今後の自動車関係税制の在り方について、総務大臣に伺います。

最後に、時代の変化に迅速に対応しつつ、地方の活力を支援していく本法案を、令和三年度予算案と併せ早期に成立させるべきと訴え、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣武田良太君登壇〕  
○国務大臣(武田良太君) 富樫議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、令和三年度の地方財政計画について御質問をいただきました。

令和三年度の地方財政計画においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税などが大幅な減収となる中、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで、実質前年度を〇・二兆円上回る六十二兆円を確保したところであります。

その中で、国の加算など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税総額について、前年度を〇・九兆円上回る十七・四兆円を確保しました。

市町村は、人口減少、少子高齢化の中で、社会保障や地域活性化に取り組むとともに、地域の感染症対策を担つており、税収の確保が重要です。

次に、地方税について伺います。

市町村は、人口減少、少子高齢化の中で、社会的問題を抱いており、こうした状況を踏まえた対応が必要です。

令和三年度に限り、負担調整措置等により税額が

増加する全ての土地について税額を据え置く特別な措置を講ずるとしていますが、どのような考え方に基づいて本法案で改正するのか、総務大臣に伺います。

また、菅総理は二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言されました。グリーン社会の実現は重要なあります。一方、地方にとって自動車関係の税収が重要な財源となっていることも十分踏まえるべきと考えます。こうした観点から、今後の自動車関係税制の在り方について、総務大臣に伺います。

また、菅総理は二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言されました。グリーン社会の実現は重要なあります。一方、地方にとって自動車関係の税収が重要な財源となっていることも十分踏まえるべきと考えます。こうした観点から、今後の自動車関係税制の在り方について、総務大臣に伺います。

最後に、時代の変化に迅速に対応しつつ、地方の活力を支援していく本法案を、令和三年度予算案と併せ早期に成立させるべきと訴え、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣武田良太君登壇〕  
○国務大臣(武田良太君) 富樫議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、令和三年度の地方財政計画について御質問をいただきました。

令和三年度の地方財政計画においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税などが大幅な減収となる中、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで、実質前年度を〇・二兆円上回る六十二兆円を確保したところであります。

その中で、国の加算など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税総額について、前年度を〇・九兆円上回る十七・四兆円を確保しました。

市町村は、人口減少、少子高齢化の中で、社会的問題を抱いており、こうした状況を踏まえた対応が必要です。

次に、地方税について伺います。

市町村は、人口減少、少子高齢化の中で、社会

的問題を抱いており、こうした状況を踏まえた対応が必要です。

令和三年度に限り、負担調整措置等により税額が

次に、地方団体の国土強靭化の取組に係る財政措置について御質問をいただきました。

近年、災害が激甚化、頻発化していることを踏まえ、地方団体においても、国土強靭化対策を一層推進することが必要となつてまいります。

そのため、緊急自然災害防止対策事業債について、流域治水対策などを対象事業に追加することを踏まえ、地方団体においても、国土強靭化対策を一層推進することが必要となつてまいります。

そのため、緊急防災・減災事業債について、避難所における感染症対策などを対象事業に追加し、それぞれ事業期間を五年間延長することといたしました。

また、防災重点農業用ため池などの決壊を防ぐため、緊急浚渫推進事業債の対象施設に追加することとしました。

國の防災・減災、國土強靭化のための五か年加速化対策と連携して地方団体の取組を一層推進できることとし、地方財政措置を適切に講じてまいります。

次に、固定資産税の負担調整措置について御質問をいただきました。

令和三年度は、固定資産税の三年に一度の評価替えの年です。

従来から、評価替えの際には、税負担の上昇幅を一定範囲に抑えつつ負担の均等化を段階的に図る負担調整措置について、三年間の仕組みで講じてまいりました。

令和三年度税制改正においても、負担調整措置については、近年の地価動向を踏まえ、引き続き負担の均衡化を図る必要があることから、納稅者の予見可能性にも配慮し、令和三年度から令和五年度までの間、現行の仕組みを継続することとしております。

その上で、今般、新型コロナウイルス感染症による東日本地域で大きな地震が発生いたしました。

より社会経済活動や国民生活全般に大きな影響が生じていることを踏まえ、納稅者の負担感に配慮する観点から、令和三年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずることとしております。

最後に、自動車関係諸税の在り方について御質問をいただきました。

自動車関係諸税は、住民に身近な行政サービスを提供している地方団体の貴重な財源であります。

その在り方については、二〇〇五年カーボン

二ユートラル目標の実現に積極的に貢献することなども含め、国、地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、中長期的な視点に立つて検討を行つてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 神谷裕君。

(神谷裕君登壇)

○神谷裕君 立憲民主党の神谷裕でございます。

私は、立憲民主党・無所属を代表して、ただいま議題となりました令和三年度地方財政計画、地方税法等一部改正案、地方交付税法等の一部を改

正する法律案について質問いたします。(拍手)

まず、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられました皆様に哀悼の誠をささげるとともに、現在治療中の皆様にお見舞いを申し上げます。

また、医療従事者の皆様を始めとして、エッセンシャルワーカーの皆様に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

また、二月十三日、福島県、宮城県を中心とする東日本地域で大きな地震が発生いたしました。

被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、政府には、被災された皆様への支援に全力で取り組んでいただきますようお願いを申します。

三・一から十年の月日が経過しようとしています。

ます。改めて、災害対策、減災対策の重要性に思い致し、また、東日本大震災を風化させてはならないという思いを新たにいたしました。十年を経ても復興は道半ば 改めて被災された皆さんを思ひ、この未曾有の震災を忘れず、復興に邁進することをこの議場に集う議員各位と確認をし合いたい、このように思います。

この際、一言申し上げます。

総務省が認定する衛星基幹放送事業者の取締役である菅正剛氏が、放送行政を管轄する総務省の幹部職員を幾度となく接待していました。総理は、別人格とはおっしゃいますが、接待におつき合いした幹部職員は、当然、総理の御長男であると認識されていたから出席されたのではないで

しょうか。御長男のお仕事を考えれば、これらの行為は、國家公務員倫理法に基づく倫理規程が禁じる利害関係者からの接待に当たる可能性があり、行政の公正性がゆがめられたのではないかといつた疑問も湧いてまいります。

利害関係者の定義として、国家公務員倫理審査会は、國家公務員倫理規程第二条第一項第六号の解釈として、許認可等と関係なくとも、所管する業界において事業を営む企業と説明しています。

この度会食に参加した総務省職員は、菅総理の御長男が所属する放送事業界の中では余りにも著

名な東北新社を、所管する業界において事業を営む企業と認識しなかつたのですか。だとすれば、

その理由も明確に御答弁をいただきたいと思います。

また、このところの国会審議では、省内の調査を理由に答弁を拒否するなど、理由にならない理由を盾に極力答弁を回避しようという姿勢も見て取れます。こういった姿勢は、そもそも国民の厳肅な負託によって代議権を与えられ、政策の議論、審議の妨害ともおぼしき態度は、我が国民

主主義への重大な挑戦であるように思えます。

総務省は、本事案についても調査中のことですが、四名の職員は二月二日に直近の会食費を相手方に返還しています。総務省は、会食費の額はもちろん、その返還額すらも精査中とのことで回答しませんが、返還額を決めるには会費の負担者と飲食店に確認したのではないでしょうか。そして、この確認で精査は事足りるのではないでしょうが、

もちろん、その返還額すらも精査中とのことで回答しませんが、返還額を決めるには会費の負担者と飲食店に確認したのではないでしょうか。そして、この確認で精査は事足りるのではないでしょうが、

総務大臣、お答えください。

総務省は、かのようにシンプルな事案についての調査に本日まで約二週間も要しています。いつまでに結果を公表するのかくらいはこの場ではつきりとお答えください。

国会の軽視、形骸化は、我が国民主政治にとって大変に危険です。

安倍政権以降、国会での審議は、充実するどころか、モリ、カケ、桜に代表されるように、虚偽答弁や文書改ざん、隠蔽など、その場のぎに終

されているように思えます。

総理は、息子は民間人だと主張し、答弁と事実の解説を事実上拒否していますけれども、このよ

うな手法は、安倍政権下で、安倍昭恵氏を私人と認定し、追及から逃げた手法と全く同じではないですか。安倍政治の継承を掲げたからといって、モリ、カケ、桜と同じような付度政治、国会軽視の政治姿勢の継承は速やかに是正いただきたいと思います。

来年度の地方財政と交付税についてお伺いいた

します。

二一年度の地方税収は、地方税、譲与税収が三・六兆円の大幅な減収、地方交付税の法定率分も一・八兆円の減となり、地方財源不足が前年度比五・六兆円増の十・一兆円にまで拡大していま

す。

今回、一九年度国税決算精算分の繰延べ、二一年度交付税特別会計借入金償還予定額の繰延べなどといった負担の先送りに加え、公庫債権金利変動準備金や交付税特別会計剩余金の活用など、あらゆる手段を講じ、自治体配分額ベースで、三年連続増の十七兆四千三百八十五億円を何とか確保し、不交付団体を除いた一般財源総額は、二千四百十四億円増の六十一兆九千九百三十二億円としています。

非常時にやむを得ない面もありますが、地方財源不足の縮小、折半対象財源不足の解消、臨時財政対策債の減額、交付税特会の着実な償還のいずれも実現できず、地方財政計画の破綻という指摘もあり、地方財政の危機的状況は深まっていると言わざるを得ません。

かつてリーマン・ショック時に、歳出特別枠五千億円の創設と交付税の別枠加算の一兆円増額が行われました。今回、リーマン・ショックに匹敵する財源不足に見舞われる中、歳出特別枠の創設や交付税の別枠加算を行わなかつたのはなぜなの

か、武田総務大臣に伺います。

とりわけ、地方から縮減、廃止を求められていました赤字地方債である臨時財政対策債が、二兆三千三百九十九億円増の五兆四千七百九十六億円となつたことは、極めて遺憾です。

一兆七千百六十九億円の新規発行が復活し、加えて、本来、各年度の交付税で行うべき過去の臨時財政対策債の元利償還金を臨時財政対策債で賄

うため、既往分として三兆七千六百二十七億円の増発となっています。まさに借金を借金で返済する異常事態が拡大しています。事実上、返済資金の積立てが不足している道府県も増えており、このままでは自治体財政を圧迫し、住民生活に影響が出かねません。

臨時財政対策債の元利償還金の増加にどのように対応されるのか、後年度の交付税措置が確実に行われるのか、総務大臣、お答えください。

臨時財政対策債等の特例措置が、臨時といなががら二十年も続いている異常さです。一般財源総額実質同水準ルールや財源不足額の国と地方の折半ルールは二一年度までであり、今度こそ国の責任をツケ回しするのではなく、地方交付税法第六条の三第二項に基づき、交付税の法定率の引上げ等を含めた抜本的な改革を行うべきであると考えます。

二〇二二年度以降の地方財政の方向について見解を求め、あわせて、臨時財政対策債の抑制と交付税総額の確保、交付税率引上げについての所感を総務大臣に伺います。

内閣府の中期財政試算では、財政健全化の指標となる国と地方の基礎的財政収支を二五年度で黒字化するべく目指してきましたが、二七年度に先送りされました。仕事は増えるけれども人は減らされ

政府の想定では、二〇年の成長率はマイナス四%なのに對し、二一年にはプラス四・四%にV

字回復し、その後も三%台後半の成長を続けるとしています。一方では、この間、地方交付税の減額補正が相次いでおりますが、基となつた国の成長率や税収見通しが意図的に甘かつたのではない

かと疑惑を持ちます。

今後も、当初は高く見積もり、補正で減額する

ことが常態化しかねない懸念を持ちますが、さら

に、国は三〇年度もマイナスのまま黒字化できな

いが、地方は大幅なプラスになるとしています。

地方にそんな超緊縮財政が可能とお考えなのでしょうか。武田大臣の明快な答弁を求めます。

厳しい地方財政の現状の中、自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、災害対策、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持、児童虐待等への対応、貧困対策、空き家問題など、役割

が拡大し、人口減少対策に加え、地域経済の活性化、地域社会の維持、再生、さらに、新型コロナ対策などの重要課題に取り組んでいかなければなりません。人口減少時代に持続可能な地方財政を展望し、例えば、標準団体も人口十万人規模ではなく五万人規模にするなど、地方財政計画や地方

交付税の在り方を抜本的に見直す必要がありま

す。また、この間置き去りにされている、地方へ

の税源移譲についても真剣に検討するべきです。

人口減少時代の地方財政の在り方や税源移譲について、麻生財務大臣及び武田大臣のお考えを伺います。

地域公共サービスの担い手不足が問題となつて

います。自治体職場は、この間、市町村合併や地方行政改革などで正規の職員が大幅に減らされ

ています。人事は増えるけれども人は減らされ

るという状況の中で、頻発する災害、そして新型コロナと、自治体職員は疲弊をしています。

今回、保健所の恒常的な人員体制を強化すること、感染症業務に対応する保健師が現行の一・五倍となるよう、二年間で約九百名増員されることになりました。しかし、二〇〇二年から二〇二〇年までの交付税算定では、保健所費が三九%カットされ、計画人員も二六%カットされています。

これまでの交付税算定では、保健所費が三九%カットなるよう、二年間で約九百名増員されることになりました。しかし、二〇〇二年から二〇二〇年までの交付税算定では、保健所費が三九%カットされ、計画人員も二六%カットされています。

しかし、自治体の給与関係経費はマイナスとなつており、このままでは行政崩壊が現実のものとなる懸念があります。保健所以外の分野についても改めて必要な人材をきちんと確保すべきであることを考えますが、武田大臣に伺います。

二〇二〇年四月一日、会計年度任用職員制度が施行されました。二一年度は制度の平年度化に伴う期末手当の支給月数の増額などのため、地方財政措置として六百六十四億円が増額されます。一歩前進ですが、人件費への位置づけではないこと、中長期的安定性がないこと、金額も十分とは言えないなど、まだまだ課題は残されています。

改正法の趣旨に沿って更なる処遇改善を図るために、引き続き、きめ細かく実態を把握し、制度を運用していくことが求められています。

國の非常勤職員には勤勉手当が支給されている一方、地方の会計年度任用職員は期末手当しか支給されていません。会計年度任用職員制度中の処遇改善について、総務大臣に伺います。

地方税制の改正についてお尋ねいたします。

固定資産税について、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く

環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、二年一度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずることとしています。

コロナ禍での対応であることは理解しますが、固定資産税は市町村税の基幹税です。当然、市町村にとってその分減収になってしまいます。総務大臣に、特例措置に関する減収分の補填についての見解を求めます。

アフターコロナこそ、ビルト・イット・パック・ベターの考え方で、前よりもよいものをつくっていかなければなりません。新型コロナ禍は、從来の中央集権的なシステムの脆弱性を暴き出しました。東京に集中している様々な機能を各地域に分散させ、デジタルツールも活用しながら、大都市と地方、地方と地方、地方と世界が連携する多極連携型の国土形成を図ることが重要であると示唆しています。単発的なG.O.T.O.トラベルではなく、ムーブ・ツー・ルーラルを目指すべきです。

立憲民主党は、コロナ後を見据え、分権、自治の社会に向け全力を擧げる決意であることを訴え、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣武田良太君登壇〕  
○國務大臣(武田良太君) 神谷議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、総務省職員の国家公務員倫理規程違反の疑いがある事案について御質問をいただきました。

利害関係者への該当性については、国家公務員倫理法及び倫理規程を所管する人事院にも確認を行った必要があります。事実関係が確定していない現時

点ではお答えができないことは御理解を願いたいと存じます。

その上で、御指摘の会食に参加した株式会社東北新社の関係者については、国家公務員倫理規程上の利害関係者に該当するという疑義があることは否定できることから、総務省において徹底的に調査を行うように指示をしているところであります。

また、会食の負担額の精査については、事実関係の確定に証拠と確認を幾重にも積み重ねていく必要があります。国家公務員倫理審査会と密に連絡を取り、丁寧に確認しながら進める必要があります。

調査結果の公表につきましては、一日も早く調査を終え、処分を行い、その結果について関係法令に基づき公表することとしており、可能な限り迅速に調査を進めてまいります。

次に、歳出特別枠及び別枠加算について御質問をいただきました。

リーマン・ショック時の平成二十一年度は、三位一体改革時の激的な地方交付税の縮減により、地方団体が厳しい財政運営を強いられており、税率も大幅に減少する状況にありました。

このような状況を踏まえ、平成二十一年度の地方財政計画においては、地方交付税について、別枠で一兆円を加算し、十五・八兆円の総額を確保することともに、地域雇用創出推進費〇・五兆円を計上いたしております。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症への対

て、令和三年度の地方交付税総額について

質問をいただきました。

そこで、覚書加算の前倒し等により、平成二十一年度と同水準の十七・四兆円を確保いたしたところであ

ります。

この上で、地方の歳出について、高齢化の進展や物価の上昇等を反映して、歳出改革を織り込み緊縮財政の下で黒字を達成すると想定しており、地方政府の在り方や税源の多様化による試算では、人口減少時代の地方財政の在り方や税源の多様化や地域社会の持続可能性の確保が急務となるものと承知をいたしております。

次に、人口減少、少子高齢化が長期にわたって進行していく中で、地方団体においては、地域経済の活性化や地域社会の持続可能性の確保が急務となります。

マリーバランスは黒字になると試算されていま

す。

この試算は、地方の歳出について、高齢化の進展や物価の上昇等を反映して、歳出改革を織り込み緊縮財政の下で黒字を達成すると想定しており、地方政府の在り方や税源の多様化による試算では、人口減少時代の地方財政の在り方や税源の多様化や地域社会の持続可能性の確保が急務となるものと承知をいたしております。

マリーバランスは黒字になると試算されていま

す。

次に、人口減少、少子高齢化が長期にわたって進行していく中で、地方団体においては、地域経済の活性化や地域社会の持続可能性の確保が急務となるものと承知をいたしております。

マリーバランスは黒字になると試算されていま

す。

この試算は、地方の歳出について、高齢化の進展や物価の上昇等を反映して、歳出改革を織り込み緊縮財政の下で黒字を達成すると想定しており、地方政府の在り方や税源の多様化による試算では、人口減少時代の地方財政の在り方や税源の多様化や地域社会の持続可能性の確保が急務となるものと承知をいたしております。

マリーバランスは黒字になると試算されていま

確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理を推進していくことが重要だと考えています。

令和三年度地方財政計画においては、地方自治体における職員数の実態を踏まえるとともに、保健所の恒常的な人員体制強化による保健師の増や、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司の増を見込むことなどにより、職員数全体では対前年度比二千七百九十二人の増といったしております。

今後も、地方行政課題に的確に対応しつつ、地方自治体の実態等を十分に踏まえ、適切な職員数の計上に努めてまいります。

次に、会計年度任用職員制度について御質問をいただきました。

会計年度任用職員制度については、臨時、非常勤職員の適正な任用と処遇を確保する観点から導入したものであり、各地方公共団体においてその制度の趣旨に沿った運用を図ることが重要と認識しております。

総務省としても、各団体における状況を把握し、必要な適正化を図るよう助言しており、引き続き、実態を把握しつつ、適正な処遇の確保に向け取り組んでまいります。

最後に、固定資産税の負担調整措置について御質問をいただきました。

令和三年度税制改正において、負担調整措置について、令和三年度税制改正において、負担調整措置に現行の仕組みを継続することとした上で、令和三年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずることいたしました。

今回の改正は、三年間全体で見れば、負担の均

衡化を進める基本的な枠組みは継続することとなつておおり、令和三年度税収についても、地価下落に伴う自然減が生じる土地以外の土地については前年度と同額の税収が維持されることから、国費による補填の対象とはならないものと考えております。

その上で、令和三年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により地方税の大幅な減収が見込まれる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額を確保したところであります。(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君登壇〕  
○國務大臣(麻生太郎君) 神谷議員から、地方財政の在り方や税源移譲について、一問お尋ねがございました。

令和三年度予算におきましては、新経済・財政再生計画に沿って、地方交付税を含みます一般財源総額を確保したところであります。地方財政の在り方につきましては、人口減少の中、地方公共団体による必要な行政サービスの安定的な実施や歳出の効率化の観点を踏まえつつ、今後の地方財政計画の不断の見直しを進めていく必要があるうと考えております。

また、国から地方への税源移譲については、国及び地方の健全な財政や、また地方団体間の財政格差等も配慮する必要があります。地方に比べて厳しい国の財政状況等を踏まえれば、極めて慎重な検討が必要であると考えております。

いざれにせよ、国、地方の財政健全化目標の実現として健全化を進めていくことが重要であると考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 本村伸子君。

〔本村伸子君登壇〕

○本村伸子君 私は、日本共産党を代表し、地方財政計画外二法案について、関係大臣に質問をいたします。(拍手)

冒頭、福島県沖を震源とする地震で被災された全般的に心からのお見舞いを申し上げます。

政府が被災者の皆様に寄り添つた対策に全力を挙げることを強く求めます。

初めに、総務省官僚と衛星放送事業者の癒着問題です。

免許認定に係る複数の幹部官僚が衛星放送事業者から繰り返し高額な接待を受けていた事実は重大です。接側には、菅総理が総務大臣当時、自ら大臣秘書官に任命した長男が関与をしていました。官僚が忖度し、行政をゆがめたモリカケ疑惑と同じ構図ではありませんか。事実の徹底解明、真相究明を行なうべきです。

新型コロナは、これまでの地方の行財政の問題点と脆弱性を浮き彫りにしています。その在り方を抜本的に見直すときです。

まず、公衆衛生体制です。

全国の保健所数は、国の地方リストラによつて、一九九二年八百五十二か所から二〇二〇年に四百六十九か所へと、ほぼ半減に後退させられています。このことが、今、現場の疲弊を深刻にしている根本原因です。

政府は、来年度、保健師の交付税措置を増額しますが、極めて不十分です。早急に保健所と保健師の数を元の水準に戻すべきです。

また、地方衛生研究所の法的位置づけを明確にし、その役割を發揮させるべきです。

地方財政措置についてもお答えください。

高齢者施設などでクラスターが多発し、命が失われています。徹底したPCR検査の実施が必要です。とりわけ、政府の基本的対処方針は、高齢者施設の検査等の対象を緊急事態宣言下の自治体に限定しています。対象地域を絞るのではなく、全国に広げるべきです。

社会的検査を実施する自治体が広がっています。問題は、自治体の費用負担です。文字どおり全額国費で負担することを明言するべきです。

第二に、地域医療体制の構築に向けた転換です。公立・公的病院は、救急医療、周産期医療など、地域医療の中核です。コロナ対策でも、全国千四百三十一の公立・公的病院のうち、約八割の病院がコロナ患者の受入れを表明しています。政府が再編統合、病床削減の対象とする四百三十六病院のうち、少なくとも百四十六の病院が患者を受け入れ、重要な役割を果たしています。

公立・公的病院の再編統合を推進する地域医療構想は、もう撤回するべきです。

公立・公的病院の再編統合を実現するためには、病床の確保、医療スタッフの増員など、地域医療の基盤強化こそ行なうべきです。

また、コロナの患者さんの受入れの有無にかかわらず、全ての医療機関について、減収を補う規模での支援が必要です。

加えて、国の責任として、僻地医療の維持、充実を図るべきです。

第三に、地方財政の見直しが求められています。

地方政府が、毎年増加する社会保障関係の財源を給付する

と関係費や投資的経費の削減で捻出してきたこと

は、地方財政審議会も繰り返し指摘してきたことです。社会保障関係費の自然増を地方財政計画に全額反映させるべきです。財源確保に対する国の責任を果たし、地方交付税の法定率を抜本的に引き上げることを求めます。

最後に、「デジタル庁設置、自治体行政のデジタル化」の問題です。これらの推進による個人情報の集積、個人にとって不利益なデータの企業による利活用など、懸念は拭えません。

とりわけ、自治体の業務システムの統一、標準化が、自治体独自のサービスを抑制し、個人情報保護を後退させ、住民自治、団体自治の侵害にならないと言えますか。

行政サービスの向上に必要なのは、オンライン申請手続の押しつけではなく、対面サービスの向うであります。デジタル化を自治体リストラの道具にしてはなりません。

以上、質問いたします。(拍手)

(国務大臣武田良太君登壇)

○国務大臣(武田良太君) 本村伸子議員から御質問をいただきました。

まず、総務省職員の国家公務員倫理規程違反の疑いがある事案について御質問をいただきました。

現在、総務省では、国家公務員倫理審査会に御指導をいただきつつ、徹底的に可能な限り迅速に調査を行っているところであり、速やかに事実関係を確定し、かかるべき対応を行ってまいりました。

なお、総務省においては、関係法令に基づいて、適切に業務執行を行つており、本事案により

放送行政がゆがめられたということは全くありません。次に、地方衛生研究所に係る地方財政措置について御質問をいただきました。

地方衛生研究所は、地域保健に関する科学的、技術的な中核機関として、今般の新型コロナウイルス感染症対応において重要な役割を果たしていますが、地方団体によって、保健所組織の一部として設置する場合と独立して設置する場合があるなど、その実態は様々であると承知をいたしております。

今後の地方衛生研究所に係る地方財政措置につきましては、まずは、所管省庁である厚生労働省において、地方衛生研究所の在り方などについて御検討いただくべきものと考えております。

次に、僻地医療の維持、充実について御質問をいただきました。

僻地医療の確保については、大変重要であると認識をいたしております。

このため、僻地診療所への応援医師、代診医師の派遣や僻地巡回診療に要する経費などについて、地方交付税措置を講じているところであります。

このため、地方公共団体の創意工夫や地域の実情を踏まえた独自の取組については、引き続き実施可能であると考えております。

今後とも、関係府省とも連携し、地方公共団体の意見を聞くこととする規定を盛り込んでおります。

また、保健所における保健師については、十四、五年前と比べると増加傾向にありますが、本年一月に閣議決定された令和三年度地方財政計画において、保健所における感染症対応業務に従事する保健師を、今後二年間で約九百名増員し、現在の約一・五倍とするための措置を講ずることとされています。

そこで併せて、保健所の人員体制強化策として、都道府県単位での専門人材派遣の仕組みの活用、自治体間の職員の応援派遣の調整なども推進することにより、新型コロナウイルス感染症への対応について各保健所が必要な体制整備を行うことができるように、引き続き支援してまいります。

地方衛生研究所の法的位置づけについてお尋ねがありました。

○国務大臣(田村憲久君) 本村伸子議員から、七問御質問をいただきました。

まずは、保健所及び保健師の数についてのお尋ねにお答えいたします。

地方公共団体の情報システムの標準化、共通化は、第三十二次地方制度調査会の答申において、住民基本台帳や税務など、法令等で多くの事務が定められており、創意工夫を發揮する余地が比較的小さく、標準化の必要性が高い事務に関しては、一定の拘束力がある手法で国が関わることが適當であると指摘をされております。

今国会に提出した地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案では、この答申を踏まえて、対象となる情報システムについて規定するとともに、標準化の推進のための基本方針や国による統一的な基準の策定に当たっては地方公共団体の意見を聞くこととする規定を盛り込んでおります。

このため、地方公共団体の創意工夫や地域の実情を踏まえた独自の取組については、引き続き実施可能であると考えております。

今後とも、関係府省とも連携し、地方公共団体の御意見を丁寧に伺いながら、標準化、共通化の取組を進めてまいります。

最後に、行政手続のオンライン化についての御質問をいただきました。

行政手続のオンライン化を始め、地方行政のデジタル化は、住民が迅速、正確に行政サービスを享受するためには不可欠なものと考えております。

加えて、デジタル技術の活用等を進めることで、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上につなげることが期待されるところであ



が昨年の臨時国会から恣意的に設定され、共産党に、より長い時間が、日本維新の会より議員数が少ないはずの国民民主党に、一分長い時間が与えられてゐる。

ふれています

こうした事実について私が予算委で指摘したところ、立憲民主党の委員席から、態度が悪いからだろというあるまじきやじがなされ、同党幹部が、国民民主党は首相指名選挙で町野幸男代表を入れてくれた、維新ももっと共闘してくれればどう語ったと報じられています。

こうした政局的な思惑を背景に質問時間が左右されることがあつては断じてなりません。

大阪のある市議会において、地方自治法に基つく特別委員会の設置に反対した会派が当該委員会から排除される事態が発生しました。国会法は、各会派の所属議員数の比率により委員を割り当て選任する旨明文の規定を設け、委員会の構成が衆議院など議院の縮図となるよう法律で義務づけています。

他方、地方自治法に明文の規定がないのは、小規模の議会が会派制を取らない場合があるゆえであると承知をしていますが、人口十万以上の市では、全ての議会が会派制を導入しています。

武田総務大臣に伺います。

ましようか。かつてイタリアが、GDP比 $\equiv$ 3%以内というEUの財政基準を満たすために財政赤字を地方政府につけ替えたことがありました。日本もそうしたカムフラージュが必要な理由があるのでしょうか。日本における財政危機の有無についてお答えください。

その上で、総務大臣に伺います。

臨財債は廃止すべきではないですか。廃止できない合理的な理由があるのであれば、その理由を御説明ください。

日本維新の会は、国と地方との新しい関係の構築に最優先で取り組んでいくことを改めてお誓いし、私からの質問といったします。

ありがとうございます。（拍手）

このため、経済あつての財政との考え方の下、当面は感染症対策に全力を尽くし、また、経済再生に取り組むことにより、地方税等の歳入の増加に努めるとともに、効率的な行財政運営により、めり張りをつけて歳出構造を見直すことで、財源不足を縮小し、臨時財政対策債の発行抑制に努めてまいります。

また、地方交付税につきましては、地方財政が巨額の財源不足を抱えており、地方交付税法第六条の三第二項の規定に該当する状況が続いていることから、今後とも、法定率の見直しなど制度的な対応の議論を行つてまいります。（拍手）

○国務大臣（麻生太郎君） 足立議員から、財政の状況について、一問お尋ねがあつております。

〔國務大臣麻生太郎君登壇〕

が昨年の臨時国会から恣意的に設定され、共産党に、より長い時間が、日本維新の会より議員数が少ないはずの国民民主党に、一分長い時間が与えられています。

こうした事実について私が予算委で指摘したところ、立憲民主党の委員席から、態度が悪いからだろというあるまじきやじがなされ、同党幹部が、国民民主党は首相指名選挙で枝野幸男代表に入ってくれた、維新ももっと共闘してくれればと語つたと報じられています。

こうした政局的な疑惑を背景に質問時間が左右されることがあつては断じてなりません。

かつて、自民党が衆院予算委員会での質問時間の割合を与党五、野党五とする方針を示した際に、当時の立憲民主党国対委員長は、民主主義を壊すような提案であり、重大な事態だと断じて受け入れることはできないと猛反発し、当時の希望が国民党委員長、今の立憲民主党文教調会長も、ど大阪のある市議会において、地方自治法に基づく特別委員会の設置に反対した会派が当該委員会から排除される事態が発生しました。

国会法は、各会派の所属議員数の比率により委員を割り当て選任する旨明文の規定を設け、委員会の構成が衆議院など議院の縮図となるよう法律で義務づけています。

他方、地方自治法に明文の規定がないのは、小規模の議会が会派制を取らない場合があるゆえでありますと承知をしていますが、人口十万以上の市では、全ての議会が会派制を導入しています。

武田総務大臣伺います。

会派制を導入している地方議会において、委員会から特定の会派が排除されるような事態を想定していましたか。想定していたか、想定していないのか、端的にお答えください。

ましようか。かつてイタリアが、GDP比 $\frac{3}{5}$ に内というEUの財政基準を満たすために財政赤字を地方政府につけ替えたことがありました。日本もそうしたカムフラージュが必要な理由があるのでしょうか。日本における財政危機の有無についてお答えください。

その上で、総務大臣に伺います。

臨財債は廃止すべきではないですか。廃止できない合理的な理由があるのであれば、その理由を御説明ください。

日本維新の会は、国と地方との新しい関係の構築に最優先で取り組んでいくことを改めてお誓いし、私たちの質問いたします。

ありがとうございます。(拍手)

〔國務大臣武田良太君登壇〕

○國務大臣(武田良太君) 足立議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、地方議会の委員会の委員の選任について

このため、経済あつての財政との考え方の下、当面は感染症対策に全力を尽くし、また、経済再生に取り組むことにより、地方税等の歳入の増加に努めるとともに、効率的な行財政運営により、めり張りをつけて歳出構造を見直すことで、財源不足を縮小し、臨時財政対策債の発行抑制に努めてまいります。

また、地方交付税につきましては、地方財政が巨額の財源不足を抱えており、地方交付税法第六条の第三項の規定に該当する状況が続いていることから、今後とも、法定率の見直しなど制度的な対応の議論を行つてまいります。(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君登壇〕

○國務大臣(麻生太郎君) 足立議員から、財政の状況について、一問お尋ねがあつております。

現在のところ、市場では大量の国債が低金利かつ安定的に消化をされております。しかし、市場がこれまで大丈夫だからといって、明日以降も大丈夫という保証はありません。

ニレニ理由で五女五の質問時間なのか 真驚に説明を受けたい、その説明すら拒否するなら話にならないと怒りをあらわにしたと赤旗が報じています。

私たち日本維新的会は、結党の当初から統治機構改革に取り組んできました。特に、平成十三年に導入された臨時財政対策債、いわゆる臨財債については、自公政権による無責任体制の象徴としてますので、よろしくお願ひします。

御質問をいたたきました。  
地方自治法では、委員の選任その他委員会に關し必要な事項は条例で定めることとしておりますが、これは、委員の選任方法についても各議会において定めることを予定したものであります。

支那といふ假説があつたまでも、財政運営に対する市場からの信認が失われ、過度なインフレとか悪い金利上昇が生じて、国民生活に多大な影響を与えないことが大事であります。そのため、二〇一五年度の国、地方を合わせたプライマリーバランス黒字化目標等の達成に向ひ、各省府三才改革会議の同様の流れを

の会の質問時間を恣意的に左右しているのであります。国会論戦に臨むその政党のスタンス等によ

て、抜本的な見直しを求めてきました。臨財債は、地方交付税として交付するべき国の財源が不足した場合にその穴埋めを地方公共団体

次に、臨時財政対策債について御質問をいたしました。

たプライマリーバランス黒字化目標等の達成に向け、経済再生と財政健全化の両立をしつかり進めしていく必要があります。

りも悪質な、民主主義に反する暴挙がなぜ許されるのか、立憲民主党には明確な説明を求めてまいります。

が行う、いわば自治体版の赤字国債であります  
が、国の赤字を地方につけ替えることが必要と  
なつた理由が、私たちにはどうしても理解できま  
せん。

財政状況を踏まえ、国と地方の責任分担の明確化等の観点から、国は一般会計からの地方交付税の特例加算、地方は臨時財政対策債の発行により、折半して補填しております。

冒頭　国会における民主主義の危機について指摘をしましたが、地方議会でもゆゆしき事態が進

令和三年二月十六日 衆議院会議録第八号 令

### 和三年度地方財政計画についての発言及び地方税法

法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する

9  
る足立康史君の質疑 九



官 報 (号外)

企業の拠点の所在は、一般に、顧客や取引先との関係、経営コストへの影響、人材の確保等、様々な要素を総合的に勘案した経営判断により決定されると承知しています。

こうした要素のうち、コストに係る支援措置として、地方拠点強化税制を講じており、令和二年度税制改正では、インセンティブ強化等の見直しを行っています。

本税制や人材確保等も含めた関係施策を講じることで、引き続き、企業の地方拠点の強化を促進してまいります。

一括交付金制度の復活についてお尋ねがありました。

民主党政権時代に、地域の自主的な選択に基づく事業の実施を目指し、各省庁の投資補助金の一部を一括化し、都道府県、指定都市を対象とする地域自立戦略交付金を創設したものと承知しています。

これについては、運用される中で、地方公共団体から、対象事業が従来の補助金事業に限定されていること、事業規模の年度間の変動や地域間の偏在を考慮すると交付対象団体を一般市町村にまで拡大することが困難であったこと、手続が煩雑であることといった課題が指摘されたことから、平成二十五年度に廃止され、各省庁の交付金等に移行をいたしました。

その際、地方からの意見も踏まえ、関係各省庁において、事業別に細分化されていた整備計画をより大きな政策目標別にまとめることや、事務手続きを簡素化することなどの運用改善を行つたところです。

このように、地方の意見を踏まえ、真に地方にとって効果が高く、使い勝手のよい施策の仕組み

づくりを推進することが重要と考えています。

以上です。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

出席国務大臣

財務大臣	麻生太郎君
厚生労働大臣	武田良太君
國務大臣	田村憲久君
國務大臣	坂本哲志君
総務副大臣	熊田裕通君

○議長の報告  
(議決通知)

一、去る九日、本院は、総合科学技術・イノベーション会議議員に梶原ゆみ子君、佐藤康博君、橋本和仁君及び藤井輝夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、再就職等監視委員会委員長に井上弘通君を、同委員に橋爪隆君、原田久君、鍋島美香君及び平田眞理子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に中村洋君及び長谷川ふさ子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、労働保険審査会委員に甲斐哲彦君及び東郷眞子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、再就職等監視委員会委員長に井上弘通君を、同委員に橋爪隆君、原田久君、鍋島美香君及び平田眞理子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、国家公安委員会委員に宮崎緑君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、預金保険機構理事長に三井秀範君を、同理事に正願隆一君及び高橋和人君を、同監事に坂本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、行政不服審査会委員に三宅俊光君、交告尚史君及び村田珠美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、電波監理審議会委員に笹瀬巖君及び長田三紀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に森下俊三君、尾崎裕君、葛西雅子君及び不破泰君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、中央更生保護審査会委員に小野正弘君及び山脇晴子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、日本銀行政策委員会審議委員に野口旭君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、日本銀行政策委員会審議委員に野口旭君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に中村洋君及び長谷川ふさ子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、労働保険審査会委員に甲斐哲彦君及び東郷眞子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、社会保険審査会委員に後藤多美子君及び中森正二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、中央労働委員会公益委員に岩村正彦君、畠山稔君、相原佳子君、荒木尚志君、磯部哲君、田上淳子君、鹿野菜穂子君、高橋佳代君、松下淳一君、守島基博君、小西康之君及び両角道代君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、運輸審議会委員に山田撮員に安藤至大君、高村ゆかり君、大石美奈子君、松村敏弘君及び秋元圭吾君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に阿部潤君及び山中朋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、運輸審議会委員に山田撮子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る九日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に阿部潤君及び山中朋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

した。

一、去る十日、菅内閣総理大臣から大島議長宛て、次の報告書を受領した。

一、去る十日、菅内閣総理大臣から大島議長宛て、次の報告書を受領した。

内閣總第一三三号  
令和三年二月十日

内閣總理大臣 菅 義偉  
衆議院議長 大島 理森殿

代  
代表選出議員選舉九州選舉区における欠員による繰上補充による當選人に  
おける欠員による繰上補充による當選人に  
ついて

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選舉九州選舉区における欠員による繰上補充による當選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があつたので、公職選舉法第一百八条第二項の規定により報告する。

## 官報(号外)

令和三年二月十六日

衆議院会議録第八号

議長の報告

(別紙)

選挙期日

平成二十九年十月二十二日

令和三年二月九日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

(議席変更)

一、去る十日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

当選告示年月日 令和三年二月十日  
 当選証書付与年月日 令和三年二月十日  
 衆議院名簿届出政党等の名称 公明党  
 当住選人吉田宣弘君  
 所福岡県久留米市  
 諸訪野町一九五二一一サーパス  
 ○三号

(議席指定)  
 備考  
 当該当選人より、公職選挙法百三条第二項の規定に基づく、当該選舉に係る議員と兼ねることができない職(福岡県議会議員)を辞した旨の届出が、令和三年二月九日に中央選舉管理会になされた。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(応召議員)  
 一、昨十五日、召集に応じた議員は次のとおりである。  
 九州選挙区選出議員 吉田宣弘君  
 比例代表選出

九州

吉田宣弘君

本多逢坂大西誠二君  
 平直君  
 長尾秀樹君

今井雅人君  
 健介君  
 神谷裕君  
 長谷川嘉一君  
 秀樹君

山本有二君  
 原田義昭君  
 佐々木圭司君  
 八木哲也君

大岡辻清人君  
 敏孝君  
 義孝君

串田誠一君  
 山尾志桜里君

西岡秀子君

岩屋根本  
 有二君  
 今井雅人君  
 健介君  
 神谷裕君  
 長谷川嘉一君  
 秀樹君

河村佐々木  
 建夫君  
 一秀君  
 伸輔君  
 清人君

渡辺田嶋  
 武井白須賀  
 賀樹君

田村貴昭君  
 周君

藤田玄葉光君  
 文武君  
 徹君

茂君  
 犀君  
 伸輔君  
 敏孝君  
 惠美君  
 裕君

渡辺工藤  
 松本彰三君  
 洋平君  
 淳君  
 周君

守君  
 辰憲君  
 孝一君  
 敏君  
 惠美君

大樹君  
 要君  
 建夫君  
 建太君

河村建夫君  
 建太君  
 建太君

茂君  
 犀君  
 伸輔君  
 敏孝君  
 惠美君  
 裕君

渡辺後藤  
 伸輔君  
 徳君  
 和彦君  
 尾辺かな子君  
 進君

大樹君  
 要君  
 建太君  
 建太君

河村建太君  
 建太君  
 建太君

茂君  
 犀君  
 伸輔君  
 敏孝君  
 惠美君  
 裕君

渡辺後藤  
 伸輔君  
 徳君  
 和彦君  
 尾辺かな子君  
 進君

大樹君  
 要君  
 建太君  
 建太君

河村建太君  
 建太君  
 建太君

茂君  
 犀君  
 伸輔君  
 敏孝君  
 惠美君  
 裕君

渡辺後藤  
 伸輔君  
 徳君  
 和彦君  
 尾辺かな子君  
 進君

大樹君  
 要君  
 建太君  
 建太君

河村建太君  
 建太君  
 建太君

茂君  
 犀君  
 伸輔君  
 敏孝君  
 惠美君  
 裕君

渡辺後藤  
 伸輔君  
 徳君  
 和彦君  
 尾辺かな子君  
 進君

大樹君  
 要君  
 建太君  
 建太君

茂君  
 犀君  
 伸輔君  
 敏孝君  
 惠美君  
 裕君

渡辺後藤  
 伸輔君  
 徳君  
 和彦君  
 尾辺かな子君  
 進君

大樹君  
 要君  
 建太君  
 建太君

河村建太君  
 建太君  
 建太君

茂君  
 犀君  
 伸輔君  
 敏孝君  
 惠美君  
 裕君

渡辺後藤  
 伸輔君  
 徳君  
 和彦君  
 尾辺かな子君  
 進君

大樹君  
 要君  
 建太君  
 建太君

河村建太君  
 建太君  
 建太君

茂君  
 犀君  
 伸輔君  
 敏孝君  
 惠美君  
 裕君

渡辺後藤  
 伸輔君  
 徳君  
 和彦君  
 尾辺かな子君  
 進君

大樹君  
 要君  
 建太君  
 建太君

河村建太君  
 建太君  
 建太君

茂君  
 犀君  
 伸輔君  
 敏孝君  
 惠美君  
 裕君

渡辺後藤  
 伸輔君  
 徳君  
 和彦君  
 尾辺かな子君  
 進君

大樹君  
 要君  
 建太君  
 建太君

河村建太君  
 建太君  
 建太君

茂君  
 犀君  
 伸輔君  
 敏孝君  
 惠美君  
 裕君

渡辺後藤  
 伸輔君  
 徳君  
 和彦君  
 尾辺かな子君  
 進君

大樹君  
 要君  
 建太君  
 建太君

河村建太君  
 建太君  
 建太君

茂君  
 犀君  
 伸輔君  
 敏孝君  
 惠美君  
 裕君

渡辺後藤  
 伸輔君  
 徳君  
 和彦君  
 尾辺かな子君



## (質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

カジノ(I.R.)の日本誘致に関する質問主意書

(江田憲司君提出)

カジノ(I.R.)の横浜誘致に関する質問主意書

(江田憲司君提出)

中国によるウイグル人への人権侵害に関する質問主意書(松原仁君提出)

中港民主派に対する一斉逮捕に関する質問主意書(松原仁君提出)

一、昨十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

H.P.Vワクチンに関する情報提供リーフレットの内容と「個別送付」の妥当性に関する質問主意書(阿部知子君提出)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岡本充功君提出医療崩壊に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出第五十一回厚生科学審議会感染症部会議事録に関する質問に対する答弁書(受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員丸山穂高君提出A-Iを活用した結婚支援の取組みを含む地域少子化対策重点推進交付金の活用等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出政党交付金使途等報告書のオンライン提出等に関する質問に対する答弁書

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松原仁君提出ヤジ禁止に関する質問に対する答弁書

令和三年一月二十八日提出

二、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。(以下において同じ))の感染が確認され、宿泊療養施設や医療機関さらには自宅で療養している者で次の療養場所の決定がなされず、療養場所の決定を待っている者は何人か。全国及び緊急事態宣言が発出されている都府県ごとに月別の人数を問う。

三、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者で医療機関に入院できずに死亡した者は何人か。またそのうち自宅で死亡していた者、宿泊療養施設で死亡した者はそれぞれ何人か。自宅及び宿泊療養施設以外で死亡した者はどのようないところで意識を消失し、さらに死亡したか答弁を求める。全国及び緊急事態宣言が発出されている都府県ごとに月別の人数を問う。

四、死亡確認後に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者はこれまでに全国で何人いるのか。特に緊急事態宣言が発出されている都府県ごとに月別の人数を問う。

五、新型コロナウイルス感染症の感染が死亡後に確認されたり、感染が確認されても医療機関に入院することなく死亡されたりする方がいることは政府の責任と考えるか答弁を求める。

右質問する。

内閣衆質二〇四第一八号

令和三年二月九日

衆議院議長 大島 理森殿

内閣総理大臣 菅 義偉

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出医療崩壊に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「医療崩壊」との用語については、医療関係者等において、様々な意味で用いられているものと承知しているが、御指摘の答弁は、令和三年一月二十五日の衆議院予算委員会における江田憲司委員の質問及び令和二年三月十八日の衆議院厚生労働委員会における阿部知子委員の質問において、当該用語を用いた委員の発言を踏まえたものであり、政府として定義して用いている用語ではないため、お答えすることは困難である。

また、お尋ねの「必要な医療体制」については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和三年二月二日変更)において、「新型コロナウイルス感染症患

者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するとしているところであり、政府としては、都道府県等と連携しながら、病床や医療従事者の確保等、必要な方が必要な医療を受けることができる体制の確保に取り組んでいるところである。

さらに、お尋ねの「国民が不安を感じていること」に対する「反省と謝罪」については、御指摘の令和三年一月二十六日の衆議院予算委員会において、菅内閣総理大臣が、「必要な検査を必要なときに受けることができない、そうした体制ができるない、そうしたことについては責任者として大変申し訳なく、こう思います。」と答弁しているほか、同月二十七日の参議院予算委員会において、菅内閣総理大臣が、「自宅療養中又は宿泊療養中に亡くなつた方がいることについて、「大変申し訳ない思いであります。」と答弁しているところである。

お尋ねの「宿泊療養施設や医療機関さらには自宅で療養している者で次の療養場所の決定がなされず、療養場所の決定を待つていてる者」の数については、把握していない。

### 三について

お尋ねの「医療機関に入院できずに死亡した者の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省が把握している限りにおいて、令和二年十二月一日から令和三年一月二十五日までの間における①自宅療養中(都道府県等による入院の調整等が行われている場合を含む)に死亡した新型コロナウイルス感染症の患者の数及び②宿泊療養中に死亡した新型コロナウイルス感染症の患者の数について、「全国及

び緊急事態宣言が発出されている都府県」とお示しすると、次のとおりである。

全国	①二十七人	②二人	
栃木県	①四人	②零人	
埼玉県	①一人	②零人	
千葉県	①二人	②零人	
東京都	①八人	②零人	
神奈川県	①四人	②一人	
岐阜県	①零人	②零人	
愛知県	①一人	②一人	
京都府	①二人	②零人	
大阪府	①一人	②零人	
兵庫県	①一人	②零人	
福岡県	①一人	②零人	
また、お尋ねの「自宅及び宿泊療養施設以外で死亡した者はどのようなところで意識を消失し、さらに死亡したか」については、「自宅及び宿泊療養施設以外で死亡した者」の具体的に意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。	岐阜県	①零件	②二件
お尋ねの「死亡確認後に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十二条第六項において準用する同条第二項の規定により厚生労働省に報告された、医師が新型コロナウイルス感染症により死亡した者の死体を検査した場合の届出の件数については、令和二年十二月一日から令和三年一月三十一日までの間において、全國で百四十三件である。	愛知県	①一件	②四件
また、「緊急事態宣言が発出されている都府県」とに、①令和二年十二月の当該届出の件数及び②令和三年一月の当該届出の件数についてお示しすると、次のとおりである。	京都府	①一件	②三件
二について	大阪府	①十一件	②六十六件
三について	兵庫県	①六件	②二件
四について	福岡県	①零件	②四件
五について	兵庫県	①十一件	②六十六件
六について	福岡県	①零件	②四件

数及び②令和三年一月の当該届出の件数についてお示しすると、次のとおりである。

てお示しすると、次のとおりである。

一 感染症部会に提示した感染症法改正案の罰則規定の創設が議論となつた。委員の中では罰則創設に懸念を示す方が多かつたと承知しているが、委員の中で慎重な意見や懸念を示す意見及び賛同する意見はそれぞれ何人述べていたのか。

二 厚生労働省健康局長は「この一年やつていく中で入院中に逃げ出したとか、自分はずつと自宅にいたい、そんな入院なんかで拘束されるのは嫌だというケースは日々報告がありました。」と発言している。令和三年一月十五日までに厚生労働省が把握していた「入院中に逃げ出した」「自分はずつと自宅にいたい」「そんな入院なんかで拘束されるのは嫌だ」というケースはそれぞれ何例あつたか。

三 厚生労働省健康局長は「宿泊療養・自宅療養 先ほど罰則をかけてやるべきだという御意見がありましたが」と発言している。どの委員がこの発言をしたか。

四 慎重な意見が多い中でどうして刑事罰が政府案に入ることになつたか。また慎重な意見が多い中で、なぜ衆議院予算委員会の答弁で罰則について「慎重な意見もあった」とのあたかも罰則に慎重な意見が少數であつたかのような答弁になつたか説明を求める。

右質問する。

四について

お尋ねの「死亡確認後に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十二条第六項において準用する同条第二項の規定により厚生労働省に報告された、医師が新型コロナウイルス感染症により死亡した者の死体を検査した場合の届出の件数については、令和二年十二月一日から令和三年一月三十一日までの間において、全國で百四十三件である。

第五十一回厚生科学審議会感染症部会議事録  
に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

令和三年一月二十九日

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

録に関する質問主意書  
令和三年一月十五日に開催された厚生科学審議会感染症部会(第五十一回)(以下、感染症部会と会)  
いう)の発言について問う。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出第五十一回厚生科学審議会感染症部会議事録に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの第五十一回厚生科学審議会感染症部会(以下「感染症部会」という。)に出席した委員が「感染症部会に提示した感染症法改正案の罰則規定の創設」に関して発言した個々の意見には様々な考え方含まれてることから、これら「賛同する意見」のいずれかに分類することは困難であると考えている。

二について

厚生労働省としては、御指摘の厚生労働省健康局長の発言にあるような報告があつたことは承知しているが、お尋ねの「ケースはそれぞれ何例あつたか」については、網羅的に把握していないため、お答えすることは困難である。

官報(号外)

六日の衆議院予算委員会において、菅内閣総理大臣が「まず、感染拡大を防止するためには、感染者に対する入院措置というのは、ここは重要であります。個人の人権に配慮しながら実効性を高めるための措置を講ずる必要があるといふうに思います。その上で、御本人の御理解を得ながら入院措置を行うことが基本であります。しかし、中には自治体などからの協力を請に応じただけない場合があるということです。そしてまた、全国知事会、これは保健所も所管をしています、知事会から、罰則の創設を求める緊急提言、これがなされていることも事実です。こうしたこと踏まえて、対応することにしたところであります」と答弁したとおりである。さらに、「なぜ、衆議院予算委員会の答弁で罰則について「慎重な意見もあつた」とのあたりではないため、お答えすることは困難である。

三について

御指摘の厚生労働省健康局長の発言は、感染症部会に出席した委員が「罰則」に関して発言した意見の一部を要約して述べたものであり、「どの委員がこの発言をしたか」とのお尋ねにお答えすることは困難である。

四について

御指摘の「慎重な意見が多い中で」については、一つでお答えしたとおり、感染症部会に出席した委員の意見を「慎重な意見や懸念を示す意見」又は「賛同する意見」のいずれかに分類することは困難である。また、「どうして刑事罰が政府案に入ることになつたか」とのお尋ねについては、令和三年一月二十

婚化と、有配偶出生率の低下であり、特に未婚化・晚婚化(若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇)の影響が大きいと言われている」とされている。また、同大綱では、若い世代の結婚をめぐる状況について、「男女共に多くの人が『いざ結婚する』ことを希望しながら、『適当な相手にめぐり会わない』、『資金が足りない』などの理由でその希望がかなえられない状況にある」とされている。

結婚については、個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えることがあってはならないことは当然であるが、政府として、結婚を希望する者に対し、地方自治体を通じて支援を行うことは、少子化対策に有効な手段の一つであると考えられる。政府は、これまで地方自治体が行う少子化対策に対し、様々な支援を行ってきた。令和二年度補正予算及び令和三年度予算においても、地方自治体が行う結婚支援、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組みを支援するため、地域少子化対策重点推進交付金(以下「交付金」という。)として、それぞれ十億円、八・二億円が計上されているところである。地域少子化対策等について、以下のところを質問する。

和三年度の当初予算を合わせて交付金二十億円を計上している。当該両予算においてどのように成果を求めているのか。数値目標を具体的に定めているものがあれば明らかにされたい。

三 交付金を活用した地方自治体による婚活支援は、民間事業者による婚活支援との棲み分けをどのように考えているのか。

四 結婚は個人の問題であることから、結婚のためのマッチングシステムの構築等に交付金として税金を投入することに対し、公平性等の観点から懸念を抱く国民もいると考えられるが、政府としてどのような見解か。

五 内閣府は今般の予算において、地域少子化対策重点推進交付金における、地域少子化対策重点推進事業の重点課題事業として、「A-I」を始めとするマッチングシステムの高度化の支援を行うこととした。

1 この「A-I」を始めとするマッチングシステムの高度化において、具体的にどの程度の予算の支出を予定しているのか。

2 当該支援をするに当たりこれまでの施策と違ひどのような効果を期待しているのか。また、マッチングシステムの高度化とは具体的にどのようなことを想定しているのか。

3 地方自治体が「A-I」を始めとするマッチングシステムの高度化を行うには、A-I(人工智能)を用いてビッグデータを活用することが前提となると考えられるが、政府は、各地方自治体のビッグデータの保有状況を把握しているか。また、今回の事業を行うにあたっては、どのような手法により収集し、どのような形で使用することを想定しているのか。

右質問する。

A-Iを活用した結婚支援の取組みを含む地域少子化対策重点推進交付金の活用等に関する質問主意書 提出者 丸山 穂高

令和三年一月二十九日提出 質問 第二〇号

少子化対策重点推進交付金の活用等に関する質問主意書 提出者 丸山 穂高

少子化社会対策大綱(令和二年五月二十九日閣議決定)では、「少子化の主な原因は、未婚化・晚

二 内閣府は令和二年度の第三次補正予算及び令

一六



三 政治団体及び政党支部は、収支報告書について要旨の公表の日から三年間、使途等報告書について要旨の公表の日から五年間、会計帳簿、明細書、領収書及び振込明細書などを原本保管しなければならない。オンラインシステムの利用が進まない理由の一つに、この保存義務が考えられる。

また、選挙運動費用収支報告書についても、報告書の提出の日から三年間、会計帳簿及び領収書などを原本保管しなければならないとされている。

政府は企業の税務関連書類について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の改正案により電子スキャンして保存する要件を大幅に緩和するとされる。政治資金規正法、政党助成法及び公職選挙法について、なぜ文書の真正性を確保するため、原本保管の義務を要するのか、政府の見解を問う。また、会計帳簿及び領収書などを電子データのまま保管するデジタル化に向けて、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条及び第四条の適用を除外する規定を廃止することで、紙での保存義務を緩和する考えはないか。政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二〇四第二一号

令和三年二月九日

内閣総理大臣 普 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出政党交付金使途等報告書のオンライン提出等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出政党交付金使途等報告書のオンライン提出等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」については、平成十七年から運用されていたところであるが、当該システムを利用した政党交付金使途等報告書の提出等がなされなかつたことから、費用対効果の観点等を踏まえ、現行の当該システムにおいては、御指摘の「政党助成法に基づく各種手続き」について、「オンライン申請・届出」に係る機能は設けられていないところである。「規制改革実施計画」(令和二年七月十七日閣議決定)において、各府省は、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対し紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものの見直しについて、順次、必要な検討を行うこととされていること等を踏まえ、政党交付金使途等報告書に係る押印については、所要の省令改正を行ったところであり、また、今後、御指摘の「政党助成法に基づく各種手続き」のオンライン化について、適切に対応してまいりたい。

三について

「政治資金規正法、政党助成法及び公職選挙法について、なぜ文書の真正性を確保するため保存義務を緩和する考えはないか」とのお尋ねについては、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第九条第一項に規定する会計

帳簿、同法第十一条第一項に規定する明細書、同法第十一一条第一項に規定する領収書等、同法第十二条に規定する振込明細書及び同法第十九条の十一第一項に規定する領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、政党助成法(平成六年法律第

五号)第十五条第一項に規定する会計帳簿、同法第十六条第二項において準用する場合を含む)に規定する領収書等、同法第十五条第三項(同法第十六条第二項において準用する場合を含む)に規定する残高証明等及び同法第十六条第一項に規定する会計帳簿並びに公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十五条第一項(同法第十六条第二項において準用する場合を含む)に規定する領収書等、同法第十五条第一項に規定する会計帳簿、同法第百八十六条第一項に規定する明細書及び同法第百八十八条第一項に規定する領収書その他の支出を証すべき書面(以下「会計帳簿等」という。)は、それぞれ政治資金収支報告書、政党交付金使途等報告書及び選挙運動費用収支報告書の内容の正確性を最終的に担保する書類であるところ、政治团体等の政治活動の自由を尊重する立場から、行政による関与を設けることなく会計帳簿等の真正性の厳格な確保が図られるよう、政治資金規正法第三十二条の三、政党助成法第三十八条の二及び公職選挙法第百九十二条第二項の規定により、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条及び第四条の規定を適用しないこととされており、「紙での保存義務を緩和することについては、この点に留意しつつ検討されるべきものと考えている。

また、スポーツ観戦、音楽公演、舞台芸術公演等、日々の様々な活動について、各々の所管省庁で策定されているガイドラインに従つて、大声での声援を控える等の新型コロナ感染症対策が求められている。

このように国民に大声を出すことを控えるよう求めているのであれば、国会等の国政に関する議論が行われる場において、ヤジなど大声が出されることも控えるよう求めるべきである。

そこで、次のとおり質問する。

令和三年一月二十九日提出  
質問 第二二号  
ヤジ禁止に関する質問主意書  
提出者 松原 仁

一 政府として、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間に限り、国会等の国政に関する議論が行われる場において、ヤジなど大声を出すことを控えるよう関係者に求めるか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第二二二号  
令和三年二月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出ヤジ禁止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出ヤジ禁止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出ヤジ禁止に関する質問に対する答弁書

一 について

国会の両議院の院内における発言の在り方については、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場はない。

なお、政府においては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和三年二月二日変更)において、「新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染し、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)という三つの条件(以下「三つの密」という。)の環境で感染リスクが高まる。」と示しており、新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言している「感染リスクが高まる[五つの場面]」を回避すること等を広くお願いしているところである。

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員階猛君提出過料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症による国家損失について中華人民共和国への請求を検討するかに関する質問に対する答弁

衆議院議員松原仁君提出過料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出マイナンバーを用いた新型コロナウイルスのワクチン接種記録の管理に関する質問に対する答弁書

対象となる行為が過度に罪悪視され、行為者に対する差別、偏見、誹謗中傷や、摘發されていない行為者に対する私的制裁や当局への過大な摘發圧力を招く懸念がある。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 昨年末時点で、我が国において過料の規定を設けてある法律はいくつあるか。

二 それらの法律によつて過料が科せられた事案の件数は過去三年間でどのように推移してきたか。

三 過料の対象となる行為を行つたという疑いで行為者の身柄を拘束できる場合はあるか。

四 過料を実際に科す場合は、非訟事件手続法に基づき「過料についての裁判」を経る必要があるが、この裁判の性質は行政処分の一種であるという理解でよいか。

五 過料の対象となる行為があると一般私人が思料した場合、刑事訴訟法第二百三十九条第一項の適用がないことから、告発する権利はないものと解してよいか。

六 過料の対象となる行為があると公務員が思料した場合、刑事訴訟法第二百三十九条第二項の適用がないことから、告発する義務はないものと解してよいか。

三について

お尋ねの「過料が科せられた事案の件数」については、政府としては把握していないが、司法統計年報によると、全国の地方裁判所及び簡易裁判所における非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第五編の規定が適用される過料事件の新受件数は、平成二十九年が十万五千五百三十八件、平成三十年が十万五千二百七十七件、令和元年が十万七千十件であり、令和二年の件数は現時点において公表されていない。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、非訟事件手続法には、同法第五編の規定が適用される過料の裁判手続において、「行為者の身柄を拘束できる場合」について定めた規定は存在しないことから、当該手続において、同法の規定に基づき、「行為者の身柄」が拘束されることはない。

四について

「過料についての裁判」は、飽くまで裁判所が決定する裁判である。なお、最高裁判所の判例において、「過料を科する作用は、・・・その実質においては、一種の行政処分としての性質を有するものである」(最高裁判所昭和四十一年十二月二十七日大法廷決定、民集二十卷十号二千二百七十九ページ)とされている。

[別紙]

衆議院議員階猛君提出過料に関する質問に対する答弁書

令和二年末時点で効力を有する法律のうち、過料の規定を設けているものは、約六百件である。

一について

令和二年末時点で効力を有する法律のうち、過料の規定を設けているものは、約六百件である。

二について

令和二年末時点で効力を有する法律のうち、過料の規定を設けているものは、約六百件である。

三について

お尋ねの「過料が科せられた事案の件数」については、政府としては把握していないが、司法統計年報によると、全国の地方裁判所及び簡易裁判所における非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第五編の規定が適用される過料事件の新受件数は、平成二十九年が十万五千五百三十八件、平成三十年が十万五千二百七十七件、令和元年が十万七千十件であり、令和二年の件数は現時点において公表されていない。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、非訟事件手続法には、同法第五編の規定が適用

される過料の裁判手続において、「行為者の身

柄を拘束できる場合」について定めた規定は存

在しないことから、当該手続において、同法の

規定に基づき、「行為者の身柄」が拘束されるこ

とはない。

四について

「過料についての裁判」は、飽くまで裁判所が決

定する裁判である。なお、最高裁判所の判例

において、「過料を科する作用は、・・・その

実質においては、一種の行政処分としての性質

を有するものである」(最高裁判所昭和四十一年

十二月二十七日大法廷決定、民集二十卷十号二

千二百七十九ページ)とされている。



ドを新規に所持した場合は対象となるか、詳細を伺いたい。

2 マイナンバーを有しない一部の海外在留邦人及び住民票を職権消除された日本国民は、特別定額給付金を給付対象外とした際の運用と同様、今回のワクチン接種についても対象外か、政府の見解を問う。また、無戸籍で住民票が未作成の日本国民は特別定額給付金の給付対象となつたが、ワクチン接種券の配布についても対象となるか、政府の見解を問う。

3 ワクチン接種の管理について、河野太郎行政改革担当大臣は、報道によると、国が用意する「ワクチン接種円滑化システム」(V-SYS)とは別に、ワクチン接種券の番号とマイナンバーを紐付ける新たなシステムを構築すると表明した。国税を投入する両システムは、今後新たな感染症が起きた際も使えるものとして検討しているのか、政府の見解を問う。

二 マイナンバーを付番された海外在留邦人は、令和三年一月十五日に公開された「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」による、海外で受けたワクチン接種について、既に接種した回数分の臨時接種を受けたものとしてみなすことができる」とされる。この際、国内でのワクチン接種に用いる製造企業と、海外で受けたワクチン接種の製造企業が異なる場合、どのワクチンを接種しても一回と数えてよいのか、または国内で承認されたワクチン等の政府が認めたワクチンのみを数えるのか、詳細を伺いたい。さらに、接種間隔は製造企業が異なる場合、どのように判断するのか、

政府の見解を問う。

三 一部の外国及び地域では、海外在留邦人についてもワクチン接種対象となると聞く。外務省はワクチン接種について、「必要に応じて医療機関などに相談の上、各自の責任において

判断いただく」としているが、国外で現在接種が可能な外国及び地域の把握、及び今後接種が可能となる外国及び地域を調査し海外在留邦人へ通知する予定はあるか、詳細を伺いたい。また、日本国内においてマイナンバーを付番されている在留外国人がワクチン接種の対象になることを踏まえ、相互主義の観点から海外在留邦人の安全を確保するために、各國へワクチン接種対象とする要請を行う考えはないか、政府の見解を問う。

右質問する。

二について  
内閣衆質一〇四第二五号  
令和三年二月十二日  
内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出マイナンバーを用いた新型コロナウイルスのワクチン接種記録の管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出マイナンバーを用いた新型コロナウイルスのワクチン接種記録の管理に関する質問に対する答弁書

おいて接種を受けることができるよう、御指摘の「ワクチン接種券の配布」の対象とすることを検討しているところであるが、お尋ねについては、個別具体的な状況にもよることから、一概にお答えすることは困難である。

一の3について  
御指摘のワクチン接種円滑化システム及び現在検討中の個人単位の接種状況等を地方公共団体において逐次把握するためのシステムについては、現時点では、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のみを対象とすることを想定している。

二について  
お尋ねについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの製造販売の承認等を踏まえて判断するものであることから、現時点でお答えすることは困難である。

三について  
政府としては、海外に滞在する邦人の保護に万全を期する観点から、諸外国における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の状況を含めて必要な情報の収集及び提供を行っているところである。

また、お尋ねの「相互主義の観点から」及び「要請を行う」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、引き続き、海外に滞在する邦人の安全確保に万全を期する観点から、適切な措置を講じてまいりたい。

令和三年二月一日提出  
質問 第二六号

在外邦人の新型コロナワクチン接種に関する質問主意書

提出者 大西 健介

1  
1  
1

ると報じられている。在外邦人の生命や身体の安全を確保することは国の責務であり、わが国も国内で承認されたワクチンの在外邦人への供

右質問する。

內閣衆質二〇四第二六号

令和三年二月十二日

內閣總理大臣 菅 義偉

大島  
理森殿

衆議院議員大西健介君提出在外邦人の新型二回ワクチン接種に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別紙

衆議院議員大西健介君提出在外邦人の新型

## コロナワクチン接種に関する質問に対する

## 答弁書 について

御指摘の「新型コロナワクチンの接種」をめぐ

る状況は国ごとに異なるため、お尋ねについて

て、一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、海外に滞在する邦人の保護に万全を期する観点から、諸外国における状況を含めて必要な情報の収集及び提供を行っているところである。

御指摘の「供与」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。いずれにせよ、政府としては、引き続き、海外に滞在する邦人の安全確保に万全を期する観点から、適切な措置を講じてまいりたい。

質問 第二七号  
令和三年二月一日提出  
リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池  
使用製品の回収・リサイクル等に関する質問  
主意書

提出者 大西 健介

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池  
池使用製品の回収・リサイクル等に関する  
質問主意書

近年、リチウムイオン電池使用製品について、  
新製品が次々と上市され、排出量も増加してい  
る。また、リチウムイオン電池が小型家電内部に  
埋め込まれ、取り外しが難しいものが多く見られ  
る。そこで、リチウムイオン電池及びリチウムイ  
オン電池使用製品の回収・リサイクル等に関して  
近年、ごみ収集や清掃工場等で、リチウムイ  
オン電池由来の発火事故が増えていると言われ  
ているが、政府はその件数や実態を把握してい  
るのか。把握している場合には、その概要を示  
されたい。また、把握していない場合には、実  
態を把握し分析すべきと考えるが如何。

一 電子タバコ(加熱式たばこ)のように、簡単に  
電池を取り外すことが難しい製品の回収・リサ  
イクル等についての政府の方針を示されたい。  
また、電子タバコについては、小型家電リサイ  
クル制度の対象とすべきと考えるが如何。

一 電気電子機器の多様化に対応して、今後も当  
初設定した品目に該当しない又は該当するかど  
うか容易に判別がつかない新たな製品が上市さ  
れることが考えられ、小型家電リサイクル制度  
の対象品目を必要に応じて追加すべきであり、  
そのために不斷の見直しを行なうべきと考えるが  
如何。

右質問する。

内閣衆質二〇四第二七号  
令和三年二月十二日  
内閣總理大臣 菅 義偉  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員大西健介君提出リチウムイオン電池  
及びリチウムイオン電池使用製品の回収・リサイクル等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出リチウムイオン電池及  
びリチウムイオン電池使用製品の回収・リサイ  
クル等に関する質問に対する答弁書

について

お尋ねの「ごみ収集や清掃工場等」での「リチ  
ウムイオン電池由来の発火事故」の「件数や実  
態」については、現在、調査しているところで  
ある。

一及び三について

お尋ねの「簡単に電池を取り外すことが難し  
い製品の回収・リサイクル等についての政府の  
方針」については、リチウムイオン電池を使用  
した製品の設計、排出及び回収の各段階におい  
て、製造業者によるリチウムイオン電池を使用  
した製品である旨の表示、市町村による使用済  
みのリチウムイオン電池及びリチウムイオン電  
池を使用した製品（以下「使用済リチウムイオン  
電池等」という。）の適切な廃棄方法についての  
周知啓発並びに消費者にとって利便性の高い小  
売店等における市町村及び製造業者による使用  
済リチウムイオン電池等の回収を通じ、消費者  
による分別排出の促進等に取り組むこととして

また、「電子タバコ（加熱式たばこ）」を含む「当初設定した品目に該当しない又は該当するかどうか容易に判別がつかない新たな製品」について「小型家電リサイクル制度の対象品目を必要に応じて追加すべきであり、そのために不斷の見直しを行うべき」とのお尋ねについては、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、資源の有効な利用を図る観点等から、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）第一条において、その使用を終了したもののは資源化を促進する小型電子機器等を定めており、同条において定められない製品については、実態を調査した上で、その結果を踏まえて同法の趣旨に照らして検討し、必要に応じて、同条に定めることとしている。

---

令和三年一月一日提出  
質問 第二八号

中国の「千人計画」に関する質問主意書

提出者 大西 健介

中国の「千人計画」に関する質問主意書

海外から優秀な研究者を集める中国の人材招致プロジェクト、いわゆる「千人計画」について、

一 中国の「千人計画」についての政府の認識を明らかにされたい。

二 政府は、過去十年間に「千人計画」に関与していた日本人研究者の人数、中国から受けた資金の額等を把握しているか。把握している場合に

はその概要を、把握していない場合には実態把握の必要性に対する方針を明らかにされたい。

三 政府は、今年中に指針を設け、科学研究助成事業等の公的助成を受ける研究者に対し、外国資金の受け入れや海外での活動について原則開示を求める方針と報じられているが、事実関係は如何か。事実とすれば現時点での方針を示されたい。また、日本政府の公的助成を受けていない研究者の外国資金の受け入れや海外での活動に関する情報をどのように把握するのかについてもあわせて明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二〇四第二八号

令和三年二月十二日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出中国の「千人計画」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員大西健介君提出中国の「千人計画」に関する質問に対する答弁書

一について

「千人計画」とは、中国共産党中央委員会が平成二十年十一月に決定した、中国の国外で博士号を取得しているなどの同国の国外のハイレベル人材を同国に招致する計画であると承知している。

二について

お尋ねについてお答えすることは、我が国的情報収集能力等を明らかにするおそれがあることから、差し控えたい。

三について

お尋ねの「方針」については、「統合イノベー

ション戦略二〇二〇」(令和二年七月十七日閣議決定)において、「外国資金の受入について、そ

の状況等の情報開示を研究資金申請時の要件とし、政府資金が投入される研究を対象に透明性と説明責任を求めるとともに、虚偽申告等が判明した際の資金配分決定を取り消すなどの枠組みの具体策を検討し、所要の措置を講ずる」と

するとともに、総合科学技術・イノベーション会議では、科学技術・イノベーション基本計画

の策定に向けて検討を進めているところ、本年

一月二十日から二月十日まで意見募集を行った

「科学技術・イノベーション基本計画について

(答申素案)」において、「研究活動の国際化、

オーブン化に伴い、利益相反、責務相反、科学

技術情報等の流出等の懸念が顕在化しつつある

状況を踏まえ、基礎研究と応用開発の違いに配慮しつつ、また、国際共同研究の重要性も考慮

に入れながら、政府としての対応方針を検討

し、二千二十一年に競争的研究費の公募や外国

企業との連携に係る指針等必要となるガイドラ

イン等の整備を進める」としており、これらを踏まえ、今後、具体的な方針等を定めることとしている。

また、御指摘の「外国資金の受け入れや海外での活動に関する情報」の具体的に意味することは必ずしも明らかではないが、「千人計画」に関するものを指すのであれば、二について述べたとおり、これに係るお尋ねについてお答えすることは、我が国的情報収集能力等を明らかにするおそれがあることから、差し控えた

官報(号外)

令和三年二月十六日 衆議院會議錄第八号

明治三十五年三月三十日  
郵便物認可

発行所
〒105-0005 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 120円